



# 正副会長の活動状況

## — 会務報告 —

日本弁理士会副会長

杉村 憲司

### 1. はじめに

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、4月7日には、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫及び福岡の7都府県に対し、緊急事態宣言が発令されました。その後、都市部から地方への感染拡大の傾向が見られることから、4月16日には、全国に緊急事態宣言が発令されました。これにより外出自粛の要請が出されました。

この国家の緊急事態を受け、今年度の日本弁理士会としては、例年とは全く違う活動が求められてきました。この執筆をしているのは7月上旬ですが、清水善廣会長が先頭に立って推進される「連携を深める弁理士絆プロジェクト」で掲げられる「絆」が、まさに求められてきました。皆が協力し合いながら、この新型コロナウイルスに立ち向かっている状況であります。今後、コロナと共に生きていくことが求められる“ウイズ・コロナ時代”では、弁理士同士が益々「絆」を強め、連携して助け合い、弁理士の健康を守り、仕事の回復をはかり、そして国の経済の復活に貢献していくことが求められていると思います。

### 2. 会務報告

私の担当する委員会等について、この3ヶ月にどのような活動をしてきたか報告させていただきます。本年度は、コロナで4月に委員会等の立ち上げができなかったところが多く、また、国際的な活動もほとんど中止となるなど、例年とは全く違う舵取りが必要となるスタートとなりました。

#### 【特許制度運用協議委員会】

本年度は、小貫正嗣委員長を中心に活動を推進しています。また、須藤晃伸副会長にもサポート頂いています。本委員会は、厳しい外出自粛が始まる直前に、第1回目の会合を開催できました。緊急事態宣言後

は、大変な状況の会員に向けて、「緊急事態宣言発出後の特許庁の対応」について、第1報から第6報までシリーズで情報を流すよう努力して参りました。

具体的には、弁理士会から会員への通知として、「新型コロナウイルス感染症による影響を受けた手続きの取り扱い」を説明しました。例えば、各種手続きを所定期限内に行うことが困難となった場合には、柔軟な対応を行うなどの措置があることや、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特許庁審査官との面接では、出願公開されている出願については、Webアプリケーションを利用した面接も実施していること等を周知しました。これらに加え、コロナ感染の事態の重大性に鑑み、特許庁に対して会員からの要望もさせて頂きました。

今後も、未曾有の事態に対し、会員の業務への悪影響を少しでも減らし、ひいては経済社会活動の回復に少しでも役立てますよう活動していく所存であります。

#### 【国際活動センター】

本年度は、副会長の小西恵先生と一緒に国際活動センターを担当しております。渡邊伸一センター長を中心に、国際業務に見識豊かな委員の方々と活動していますが、本年度はコロナの影響で、誠に残念ながら海外との通常の交流がほとんどキャンセルや延期になっています。そのような状況ではありますが、国際活動センターとして活動できることはないかと知恵をしまりました。国際活動センターの委員が力を合わせて、「新型コロナウイルス感染症流行に伴う各国の知財庁の措置」について情報を集め、日本弁理士会の会員向け電子フォーラムに公表しました。会員の皆さんが、コロナ禍の諸外国における特許庁の動向を知るための助けになることを願っています。

また、米国企業を中心とした知的財産権に関する団体である Intellectual Property Owners Association

(IPO) の Annual Meeting には、過去 2 年間、日本弁理士会のブース出展やプレゼンテーションを行っています。今年は、9 月の Annual Meeting にオンラインでの委員の参加等を検討しています。コロナ禍においても、海外との絆を保つ方法を模索しています。

#### 【防災会議】

本年度の防災会議は、梅森嘉匡議長のもと活動しております。また、西野卓嗣副会長にもご支援頂いています。防災会議は、地震、台風等の大災害が起きた場合に、会員の安否、会員の健康や仕事の状態を確認し、また、防災備品を各地域会に備えて頂くことを支援する業務等をしております。

首都直下型地震や南海トラフ地震等の地震に対する備えや、毎年のように起こる集中豪雨や土砂災害等の風水害から会員の安全を守ることは重要なことです。今後はこれらに加え、コロナ禍における会員の健康、職場環境、必要な救済等、会員の仕事が健全に機能しているかと言う観点から対策を策定することが大切になっています。防災会議として、この新しいテーマにどう取り組んでいくかが、本年度の重要な課題となっています。

私は、防災会議の委員を務めた経験があり、2016 年 4 月の熊本地震の際は、議長として、会員の安否確認等の現場の陣頭指揮をとりました。本年度は、それらの最前線での経験を活かしてお役に立てますよう尽力させて頂こうと考えています。

#### 【綱紀委員会】

本年度は、和田祐造委員長を中心に調査等していません。綱紀委員会の委員は、弁理士から選任した委員と外部委員（弁護士、公証人、学識経験者、産業界）によって構成され、会員に係る処分事由（会則第 49 条第 1 項）に該当する事実の有無の調査をします。本年度も継続案件と共に、新規の処分案件を扱っています。

#### 【審査委員会】

本年度は、長内行雄委員長を中心に委員会を構成しています。審査委員会の委員も、弁理士から選任した委員と外部委員（弁護士、公証人、学識経験者、産業界）によって構成されています。綱紀委員会の調査により処分事由該当の事実があると判断がされたとき等に、日本弁理士会会長からの送致があったときは、これを審査し、処分の方法について決議を行っています。

#### 【不服審議委員会】

本年度は、牛久健司委員長を中心に委員会を構成しています。不服審議委員会の委員の過半数が外部委員（弁護士）によって構成されています。会員に係る処分事由（会則第 49 条第 1 項）に該当する事実がない旨の通知を受けた処分の請求人は、当該決定について日本弁理士会会長に不服を申立てることができます。会長は、不服申立てがあったときは、不服審議委員会に対し、当該事案の調査を請求しなければなりません。このように、処分を請求した者は、再調査を求めることができます。

#### 【紛議調停委員会】

本年度は、山田基司委員長を中心に委員会を構成しています。会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他の関係人の請求により、調停を行います。

#### 【処分前公表審議委員会】

本年度は、稗苗秀三委員長を中心に委員会を構成しています。処分の手続に付された事案について日本弁理士会会長から審議の請求があったときは、処分前において公表をすべきか否かを審議し、決議します。

#### 【登録審査会】

登録審査会の会長は、日本弁理士会会長です。登録審査会は、会長及び委員 4 人をもって組織されます。登録審査会は、執行役員会の請求に応じて、新規の会員登録申請があった場合に、その登録の拒否、会員登録の取消し及び登録の抹消について、必要な審査を行っています。

#### 【東北会】

本年度の東北会は、齋藤昭彦会長を中心に活動をしています。地方創生の取り組みが広がり、地方においても弁理士の活躍の期待が高まり、東北で活躍する弁理士が増えてきています。

コロナ禍のもと、オンラインで人の出会いの「絆」をいかに築くかが課題となっています。東北会では、今までは実際に集まって開催した地域会の総会を、Web 総会として開催したいという要望を、日本弁理士会に提出しました。その結果、地域会の Web 総会が可能となり、東北会においては 6 月末に Web 総会を開催し会員同士の強い「絆」を保つことができました。

東北会としては、ウィズ・コロナ時代においても、地方創生に向け、知的財産普及活動の定着を図り、東北地域の経済の発展に貢献していこうとしています。

### 3. おわりに

この執筆をしている7月上旬は、感染拡大を防ぎながら、経済の回復をはかる「経済社会活動と感染拡大防止の2本立て」をいかに進めていくかについて、日本国民ひとりひとりが、ニューノーマル（新たな日常）を模索している状況にあります。また、第2波、第3波に対しいかに十分な備えをしていくかが急務となっています。

このような中で、今まで以上に、国同士、国民同士

の助け合いや連携が求められていると思います。弁理士としましても、「外部と弁理士の絆」や「弁理士同士の絆」が、今まで以上に必要になっています。皆で絆を強め深めながら知恵を出し合って、ウィズ・コロナ時代における弁理士としての役割や仕事の仕方を考え模索し、経済の回復や感染防止に少しでも貢献していくことができればと思います。

結びとなりますが、会員の皆様方には、厳しい状況にもかかわらず会務へのご協力とご支援を頂き、誠にありがとうございます。今年度は、教科書のない新しいチャレンジを求められる年になりますので、引き続き皆様方の力強いご協力を何卒よろしくお願いいたします。